

## 第2号議案 規約の一部改正について

### 1. 改正理由

文言の修正。

### 2. 改正内容

本協議会規約の一部を以下新旧対照表のとおり改正する。

新	旧
第11条（顧問および参与） 本協議会に顧問および参与を置くことができる。顧問および参与は総会の承認を得て、 <u>会長</u> が委嘱する。	第11条（顧問および参与） 本協議会に顧問および参与を置くことができる。顧問および参与は総会の承認を得て、 <u>委員長</u> が委嘱する。